明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○健康保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一七）　二
○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（**同**一八）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件の一部を訂正する件（**総務**五二）
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五三）
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五四）
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五五）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五六）
○日本国に帰化を許可する件（**法務**七一）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**同**七二）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**七三）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**同**七四）
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**一）
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**三）　五
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録資格講習機関として登録した件（**文部科学**一六）
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録事項の変更の届出があった件（**農林水産**四九一、四九二）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（**関東地方整備局**五九）
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**二三）
○道路に関する件（**同**二四、二五）　六

〔国会事項〕

国家公安委員会　警察庁　外務省　七

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（農林水産省）　七

〔資　料〕

閣議決定等事項　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他